

名城法学

第67巻 第4号

論 説

- 食品・飲料に関する子ども向け広告規制の比較法的考察
—— EU・英国における HFSS 食品・飲料の
子ども向け広告規制を例に —— 笹 岡 克比人 1

判 例 研 究

- 危険運転致死傷罪における赤色信号を
「殊更に無視」することの意義 伊 藤 亮 吉 27
- マンション区分所有者による管理組合の
会計原資料および組合員名簿の閲覧・写真撮影
..... 野 口 大 作 45

翻 訳

- 仕事と家庭の両立難を超えて
—— フェミニズムの観点から論ずる
台湾の母性保護論争 —— 陳 昭 如 86
松 田 恵美子(訳)

シンポジウム記録

- 国家と自由の空間 松 田 恵美子 144
松 原 健太郎
波多野 敏
高 井 裕 之
平 井 亮 輔

法 学 会 記 事

名城大学法学会規約

名城大学法学会

2018

法学会記事

法学会研究会（選書出版報告会）

会 場 10号館2階第1大会議室
日 時 平成29年4月27日（木）10時30分より
報 告 者 松本 俊太氏（政治学・教授）
報告題目 「アメリカ大統領は分極化した議会で何ができるか」

公法研究会

会 場 10号館2階第1大会議室
日 時 平成29年6月29日（木）15時より
報 告 者 笹岡 克比人氏（行政法・助教）
報告題目 「食品安全行政の組織と機能」

会 場 10号館2階第1大会議室
日 時 平成30年1月18日（木）13時30分より
報 告 者 伊川 正樹氏（租税法・教授）
報告題目 「給与所得の範囲と源泉徴収制度」

公法研究会（修士論文報告会）

会 場 10号館2階第1大会議室
日 時 平成30年1月18日（木）13時30分より
報 告 者 石山 皇太氏（名城大学大学院法学研究科修士課程）
報告題目 「譲渡所得の該当性要件及び譲渡所得課税に関する一考察」

法学会記事

会員の消息

退 会 木村 裕三氏（刑事法・教授）、谷口 昭氏（日本法制史・教授）が平成 29 年 3 月に定年退職により退会された。

入 会 笹岡 克比人氏（行政法・助教）、代田 清嗣氏（日本法制史・助教）、萩野 貴史氏（刑事法・准教授）、山口 敦子氏（初年次教育・助教）が平成 29 年 4 月より会員になられた。

名城大学法学会規約

(名称)

第1条 本会は、名城大学法学会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、名城大学法学部事務室に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員の法学研究の向上をはかり、もってわが国法学研究の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、その目的を達するために下記の事業を行う。

- 1 紀要「名城法学」・研究選書等の刊行
- 2 定例研究会の開催
- 3 学術講演会の開催
- 4 会員の研究の充実及び勉学の向上に必要な事業
- 5 その他必要な事業

(会員)

第5条 本会は、次の者をもって組織する。

普通会員

- 1 本学法学部専任教員（法律学・政治学担当）
- 2 本学法学部・法学研究科学生

特別会員

- 1 賛助会員
 - (イ) 本学法学部特任・契約教員（法律学・政治学担当）
 - (ロ) 本学法学部・法学研究科卒業生
 - (ハ) 本会の趣旨に賛同し、理事会の承認を経た者
- 2 名誉会員
 - (イ) 本会の発展に特に功労があり、評議員会の決議を経た者

(会費)

第6条 会員は、別表に定めるところにより、会費を納めるものとする。

法学会規約

(役員)

第7条 本会は、次の役員を置く。

- 1 会 長 1人
- 2 理 事 若干人
- 3 監 事 若干人

(役員を選任及び任期)

第8条 会長は、法学部長をもって充てる。

役員は、評議員の中から会長が指名し、評議員会の承認を得る。

役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第9条 会長は、会務を統括し、会議の議長となり本会を代表する。

会長及び理事ならびに監事は理事会を組織する。

理事には、編集、会計及び庶務の担当を設ける。

監事は、会計及び会務執行の状況を監査する。

(評議員会)

第10条 評議員会は、毎年1回以上開く。

評議員は、教員の普通会員をもって充て、評議員会を組織し、本会の最高の意思を決する。

(議決)

第11条 評議員会は、評議員の過半数の出席をもって成立し、その議事は

出席評議員の過半数をもって決する。

(議事)

第12条 評議員会は、次の事項を議決する。

- 1 予算、決算に関する事項
- 2 事業計画に関する事項
- 3 規約改正に関する事項
- 4 その他、理事会が必要と認める事項

(事務処理)

第13条 本会の事務は、法学部事務室で行う。

(規約の改正)

第14条 本規約を改正するには、評議員会において出席評議員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(内規)

第16条 この規約の施行に関し必要な事項は、内規でこれを定める。

附 則

この規約は昭和25年6月25日から施行する。

附 則

この規約は平成2年4月26日から施行する。

附 則

この規約は平成11年3月11日から施行する。

教員の年会費は平成11年度より学生会員の入会金及び年会費は平成12年度から実施する。

附 則

この規約は平成15年4月24日から施行する。

附 則

この規約は平成23年11月10日から施行する。

別表 (第6条関係)

普通会員 (教員)	入会金	5,000 円	会費	年額	10,000 円
普通会員 (学生)	入会金	5,000 円	会費	年額	7,000 円
賛助会員	入会金	5,000 円	会費	年額	10,000 円

* 従来、普通会員であった賛助会員は、入会金を納めることを要しない。

* 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

執筆 者	(掲載順)
笹岡 克比人	名城大学法学部助教
伊藤 亮吉	名城大学法学部教授
野口 大作	名城大学法学部教授
陳 昭如	台湾大学法律学院教授
松田 恵美子	名城大学法学部教授
松原 健太郎	東京大学大学院法学政治学研究科教授
波多野 敏	岡山大学法学部教授
高井 裕之	大阪大学大学院法学研究科教授
平井 亮輔	名城大学法学部教授

名城法学 第 67 卷 第 4 号

平成 30 年 3 月 6 日印刷

平成 30 年 3 月 20 日発行

〒468 - 8502

名古屋市天白区塩釜口一丁目 501 番地

編集兼 名城大学法学会
 発行者 代表者 近藤 敦

〒466 - 0025

名古屋市昭和区下構町 2 - 22

印刷所 株式会社 一誠社

MEIJO HOGAKU

MEIJO LAW REVIEW

Vol. 67 No. 4 2018

Article

- A Comparative Legal Study on Advertising Regulations
of Food and Drink Products in Children's Media:
The Case of EU and UK Regulations of
Child-Focused HFSS Product Advertisements
..... Katsuhito SASAOKA 1

Case Studies

- Deliberately Ignores a Red Signal Light
of Dangerous Driving Causing Death or Injury
..... Ryokichi ITO 27
- Reading and Photographing of the Original
Account Documents and the Membership List
in the Condominium Owners Association
..... Daisaku NOGUCHI 45

Translation

- What to do about Conflict of Work and Family
..... Chao Ru CHEN/
Emiko MATSUDA 86

Symposium

- State and Freedom for Person
..... Emiko MATSUDA 144
Kentarō MATSUBARA
Satoshi HATANŌ
Hiroyuki TAKAI
Ryosuke HIRAI

Report of the Association

Published Quarterly by
The Meijo University
Law Association